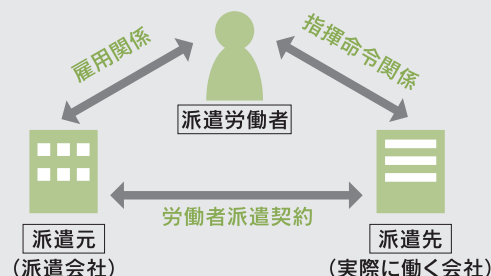


19 労働者派遣

働き方改革関連法による改正労働者派遣法が2020年4月1日に施行されました。
詳しくは、P.46をご覧ください。

労働者派遣とは

派遣労働とは、雇用契約を結んだ派遣会社(派遣元)から、別の事業所(派遣先)に派遣され、派遣先の指揮命令のもとで働くことをいいます。



労働者派遣法

労働者派遣法では、派遣事業が適正に行われ、派遣労働者の保護を図るためにいろいろな責務が定められています。

- ①労働者派遣事業を行うには厚生労働大臣の許可が必要です。
- ②派遣労働は、法律上の禁止業務(港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等での医療関係業務(一部例外あり)など)やその他一部を除く業務で行うことができます。なお、日雇い労働者の派遣は、一部の例外を除いて禁止されています。
- ③すべての労働者派遣には、次の2つの期間制限が適用され、いずれか早い時期までの派遣就業が可能です。

<派遣先事業所単位>

派遣先の同一事業所での派遣可能期間は、3年が限度です。ただし、派遣先は過半数労働組合等からの意見聴取により延長することが可能です。

<派遣労働者個人単位>

同一の派遣労働者が、派遣先事業所における同一の組織単位(いわゆる「課」など。実態で判断。)において派遣就業できる期間は3年が限度です。

※ただし、無期雇用派遣労働者、60歳以上等、例外として期間制限がかからない場合があります。

- ④派遣元は、同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがあり、継続就業を希望する有期雇用派遣労働者について、派遣終了後の雇用を継続させるため、次のいずれかの措置(雇用安定措置)を講ずることが必要です。

派遣先への直接雇用の依頼	新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)
派遣元での無期雇用	有給の教育訓練、紹介予定派遣等の措置

- ⑤派遣元は、派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを行う必要があります。
- ⑥派遣先で同種の業務に従事する労働者と待遇の均衡を図ること、各種情報の提供、苦情の適切かつ迅速な処理など、派遣元・派遣先それぞれに一定の責務が課せられています。

Q&A 違法な派遣が行われたときは?

- 禁止業務への派遣
- 無許可派遣
- 期間制限違反
- いわゆる偽装請負等

派遣先が上記の違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して派遣元と同一の労働条件で労働契約の申込みをしたものとみなす、「労働契約申込みみなし制度」があります。

※ただし、派遣先が違法派遣と知らず、かつ、知らなかったことに過失がなかったときは、適用されません。

■ 派遣労働に関するお問い合わせ・ご相談

P.52	福岡労働局職業安定部需給調整事業課
MAP D-1	博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1F

TEL 434-9711

